

今月の税務トピックス (企業版ふるさと納税の拡充・延長)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

平成28年度税制改正で創設された地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」といいます。）は、平成28年度は7.5億円、平成29年度は23.6億円、平成30年度は34.8億円とその活用実績が増えていますが、活用している地方公共団体の数は428団体（24.5%）にとどまっています。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年～6年度）」の策定に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすい環境整備が行われました。

本稿では、この環境整備を受けて行われた令和2年度税制改正の内容とその効果について解説することとします。

I 改正前制度の概要

企業版ふるさと納税とは、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果が高い事業に対して法人が行った寄附について、寄附金の損金算入措置（約3割の負担軽減）に加えて、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額が控除され、法人の支出寄附金の額の約6割の負担が軽減される制度とされています。

II 令和2年度税制改正

1 税額控除割合の引き上げ

税額控除率を、法人道府県民税法人税割については5.7%（改正前：2.9%）、法人市町村民税法人税割については34.3%（改正前：17.1%）、法人事業税については20%（改正前：10%）にそれぞれ引き上げられます（令和2年度改正地法附則8の2の2）。

また、税額控除限度額を支出した寄附金の額の合計額の40%（改正前：20%）から、その特定寄附金の支出について道府県民税及び市町村民税（都民税を含みます。）の額から控除される金額を控除した金額（その支出した特定寄附金の額の合計額の10%相当額が上限。）とされます（図表：企業版ふるさと納税のイメージを参照）（新措法42の12の2①）。

2 適用期間の延長

令和7年3月31日（改正前：令和2年3月31日）まで、適用期限が5年延長されます（新措法42の12の2①、令和2年度改正地法附則8の2の2）。

3 認定手続の簡素化

地域再生計画に記載される「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続の簡素化が行われます。

4 適用範囲の拡大

認定地方公共団体の受領する寄附金とその寄附金に関連するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業費を上回った場合には、認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金も対象寄附金とされます。

また、地域再生計画の認定後は寄附の受領が可能とされます。

III 適用関係

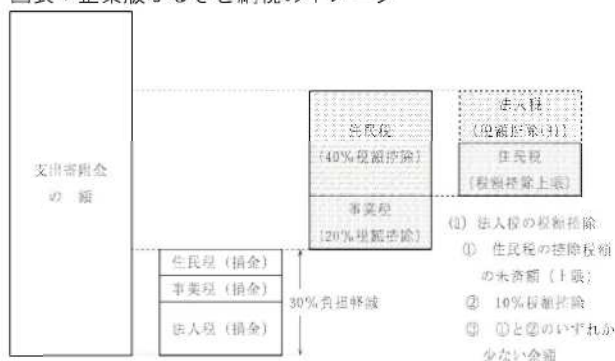
前述したIIに掲げる改正は、令和2年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用され、令和2年4月1日前に支出した特定寄附金については、なお従前の例によります（令和2年度改正法附則83）。

おわりに

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民を挙げてその事業を推進することができるようにするために創設されました。

令和2年度税制改正によって、寄附を行った法人の支出寄附金の額の約9割の負担が軽減（例：100万円寄付すると法人税関係において最大約90万円の税が軽減）されますので、企業利益の有効活用を検討して下さい。

図表：企業版ふるさと納税のイメージ



「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。